

4 市町村税の税率等

(1) 市町村民税

① 個人均等割

標準税率 年額3,500円

※地方税法上の標準税率は3,000円だが、復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度まで500円引き上げとなっている

(標準税率を採用している市町村：179市町村)

② 個人所得割

標準税率 6%

(標準税率を採用している市町村：179市町村)

③ 法人均等割

ア 標準税率

区 分	税 率
1号法人＝資本金等の額が1千万円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの 他	年額 5万円
2号法人＝資本金等の額が1千万円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 12万円
3号法人＝資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	年額 13万円
4号法人＝資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 15万円
5号法人＝資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	年額 16万円
6号法人＝資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 40万円
7号法人＝資本金等の額が10億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	年額 41万円
8号法人＝資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 175万円
9号法人＝資本金等の額が50億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 300万円
(標準税率を採用している市町村：44市町村)	
札幌市、室蘭市、帯広市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、仁木町、余市町、赤井川村、上砂川町、新十津川町、当麻町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、中川町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、清里町、厚真町、むかわ町、平取町、新冠町、浦河町、芽室町、更別村	

イ 標準税率と異なる税率を採用している市町村 (135市町村)

1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人
6万円	14.4万円	15.6万円	18万円	19.2万円	48万円	49.2万円	210万円	360万円
ア及び下記の苫小牧市、日高町を除く133市町村								

1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人
5万円	12万円	13万円	15万円	19.2万円	48万円	49.2万円	210万円	360万円
苫小牧市								

1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人
5.5万円	13.2万円	14.3万円	16.5万円	17.6万円	44万円	45.1万円	192.5万円	330万円
日高町								